剣道七段審査会（東京）要項

財団法人　全日本剣道連盟

１　期　　日

（１）　審査は平成 20 年 11 月 27 日（木）と 11 月 28 日（金）２日で実施する。

（２）　年齢による、審査期日と受付開始・終了及び審査開始時刻

ア　４６歳以下（４６歳含む）

審査期日　平成２０年１１月２８日（金）【２日目】

受付時間　午前９時～９時３０分

審査開始　午前９時５０分（予定）

イ　４７歳～５９歳（４７歳および５９歳含む）

審査期日　平成２０年１１月２７日（木）【１日目】

受付時間　午前１１時３０分～１２時（正午）

審査開始　六段実技審査終了後

ウ　６０歳以上（６０歳含む）

審査期日　平成２０年１１月２８日（金）【２日目】

受付時間　午前１１時３０分～１２時（正午）

審査開始　４６歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上一切受付ませんので必ず時間を厳守してください。

２　会　　場

東　京　武　道　館

（東京都足立区綾瀬３－２０－１）電話　03-5697-2111

※ 開場は午前９時です。それ以前の入館はできませんので、ご注意ください。

※ 別紙案内図参照

３　主　　催

財団法人　全日本剣道連盟

４　審査方法

財団法人　全日本剣道連盟　剣道称号・段位審査規則・細則ならびに同実施要領による。

５　審査科目

（１）　実　技

（２）　日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※ 日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

６　受審資格

（１）　平成１４年１１月３０日以前に六段を取得した者。

（２）　平成１７年１１月３０日以前に六段を取得し、年齢満６０歳以上で修業年限３年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

7　年齢基準

審査日の前日とする。

１日目・１１月２７日受審者

４７歳～５９歳は前日（１１月２６日）を基準とする。

２日目・１１月２８日受審者

４６歳以下および６０歳以上は前日（１１月２７日）を基準とする。

8　申 込 み

（1）　申込方法　　受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込むこと。
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。なお、個人直接の申込みは受理しない。

（2）　申込締切　　**平成20年10月7日（火）**

（3）　申 込 先　　〒849-0923　　佐賀県佐賀市日の出２丁目１－１１
佐賀県スポーツ会館内　佐賀県剣道連盟
℡　０９５２－３３－７１８４（FAX 兼）

（4）　申 込 書

ア　所定の用紙による。

イ　六段位の取得年月日は正確に記入すること。
（記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない）

※ 申込書には審査開催地（東京）を明確に記入すること。

（5）　各都道府県剣道連盟は受審申込者に受付時刻を周知徹底してください。

9　審 査 料

七 段 …… １３，０００円

10　合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」１月号および全剣連ホームページ（htt://www.Kendo.or.jp/）に合格者の氏名を掲載する。

11　安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。

高齢者の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院は含まない）は主催者が負担する。

なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し、（審査会場への往復途上は含まない）傷害保険に加入する。受審者は、健康保健証を持参のこと。

12　個人情報保護法への対応

（以下を申込者に周知して下さい。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は(財)全日本剣道連盟および加盟団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人化情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13　注意事項

（１）　本審査会には、11 月 15 日（土）名古屋市で実施される剣道七段審査会に受審する方は、受審出来ません。

（２）　受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。

（３）　審査会場に、車での来場は一切禁止する。

（４）　日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。

（日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない）

なお、本審査日より１年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。